



# りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 1 月 20 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

## 「労災保険条例の改正について」

2010 年 12 月 20 日付、中国国務院より、『労災保険条例』の改定に関する決定（国務院令第 586 号）により、『労災保険条例』が改正され、2011 年 1 月 1 日より実施されました。今回の改正は、2004 年 1 月より実施されている同条例の労災保険の適用範囲や労災補償金の支給標準などが調整されました。主な内容は以下の通りです。

### 1、労災保険の適用範囲が拡大された。

改正前	中国国内の各企業や従業員を雇う事業者のみが、労災保険に加入しなければならない。
改正後	現行の対象企業以外に、事業機関、社会団体、民間非企業団体、基金会、弁護士事務所、会計士事務所なども、労災保険に加入しなければならない。

### 2、労災認定範囲が調整された。

#### (1) 通勤途中の労災認定要件

改正前	従業員が通勤途中で遭った、自動車事故による障害。
改正後	従業員が事故の主要責任を負わない交通事故、或は都市軌道交通、フェリー、電車の事故による死傷へ拡大された。

#### (2) 非認定の要件

改正前	「犯罪、治安管理に違反した行為による死傷」の条項あり。
改正後	「過失犯罪」「治安管理に違反した行為による死傷」が削除され、「麻薬使用による死傷」が追加された。

### 3、労災認定が簡素化され、労働能力再鑑定の鑑定期限が明確化された。

労災認定	社会保険部門は 60 日以内で認定を判断するが、事実が明らかで、権利義務が明確な認定申請については、15 日以内に認定を判断することが明確化された。
労働能力鑑定	能力鑑定結果に不満がある場合や、その後の能力に変化が生じた場合の再鑑定は、初鑑定と同じく 60 日以内（必要な場合 30 日間延長）に結論を出さなければならない事が明確化された。

### 4、一部の労災補償金給付額が引上げられた。

障害補償金	認定された障害等級ごとに、月額賃金に応じた障害補償金が一括支給されるが、支給額はそれぞれ障害等級ごとに（1 級～4 級）3 ヶ月分増加、（5 級～6 級）2 ヶ月分増加、（7 級～10 級）1 ヶ月分増額された。
死亡補償金	一括死亡補償金支給額は、それぞれの労災保険統一地域における前年度の従業員平均賃金の 48 倍～60 倍相当額から、前年度の全国都市部一人当たり可処分所得額の 20 倍相当額に変更された。 【参考】 3,566 元（2009 年度上海平均賃金）、17,175 元（2009 年度全国都市部一人当たり可処分所得額）、上海の場合、改定により、一括死亡補償金額は倍程度に増額された。

### 5、労災保険基金が負担する支払項目が追加された。

改正前	「一括労災医療補助金」、「入院中の食費補助金」などが企業負担であった。
改正後	上述の費用は、労災保険基金が負担することになり、企業の負担が軽減された。

出所：中国人民政府ホームページ

照会先：法人ソリューション営業部 国際業務室（東京）電話 03-6704-2723

（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

\* 禁無断転載